

## Q1-1.台湾の法体系と整備状況について説明して下さい。

台湾の法体系は大陸法の概念をその起源とし、成文法体系が中心となっています。全体的な構成は、憲法を基礎とし、全ての法令規制は憲法の規定に違背することはありません。その他の法令規制は、概ね民事法律体系、刑事法律体系および行政法律体系に区分的ことができます。また、台湾の「中央法規基準法」の規定に基づき、法律名称には、「法」、「律」、「条例」または「通則」等があります。

### 一. 民事法律体系

民事法律体系には、全ての人民の日常生活等の私権に関わる法律規定を含み、主に民法および商法の二大領域があります。「民法」は民法という法典であり、総則、債篇、物権篇、親族篇および継承篇等の五章で構成されます。また、「商法」は広義的な概念であり、人民または企業の商務活動従事に係る法律規定であれば、商法の範疇とされます。例としては、「会社法」、「手形法」、「保険法」、「海商法」、「現行法」、「証券取引法」等があります。

### 二. 刑事法律体系

刑事法律体系には、「刑法」という刑法法典、およびその他各法律の中に散見される人民への刑事処罰に係る法律は、全て広義的な刑事法律体系の一部と見なすことができます。

### 三. 行政法律体系

行政法律体系には、政府が公権力を行使する際の全ての規定および官民間の行政に起因する権利義務に対する規定を含みます。例としては、前述の憲法、および行政手続法、国家賠償法等があります。

## お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。